

# 2015年度事業報告

[2015年4月1日から2016年3月31日まで]

2015年度は、創立40周年にあたる2020年を展望した日本労信協が目指すべき姿を描いた『日本労信協ビジョン2020』を実現していくための第一段階として、また第6期中期経営計画のスタートの年として、「Work Together～連携～」をスローガンに掲げ、3つの「連携」を実現させるべく、諸課題を遂行した。

第6期中期経営計画において「第一の連携」として掲げる「労働金庫業態の系統保証機関としての役割発揮」のための施策としては、直近3か年に渡る謝絶縮減策による実行率向上を進めるため、労働金庫における融資・保証審査の迅速化による取下率削減を企図し、有担保取引における保証料適用方法の見直しを行うとともに、申込時徴求書類の簡素化および、事前申請項目の一部を事後報告に変更する等の対応を行った。また、多様化する勤労者ニーズに合った保証制度に係る対応としては、新入組合員特例の改定や奨学金借換えに係る保証料率の軽減を図るとともに、全国労働金庫協会・労働金庫連合会と協働してリバースモーゲージの検討を行った。求償権の管理回収にあたっては、引き続き、債務者の経済的再生に向けた対応を行いつつ、入金経路の拡大としてコンビニ入金の取扱い、他行口座振替の取扱いを2016年3月より開始し、返済における利便性向上に取り組んだ。

「第二の連携」としての「働く人を支える労働者自主福祉運動を担う一員としての役割発揮」のための主な施策としては、東日本大震災に係る私的整理ガイドライン代弁を遅滞なく行うとともに、2016年4月から運用が開始された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る業態対応スキームの整理を行った。

「第三の連携」としての「ビジョン実現に向けた組織基盤の強化」のためには、ITロードマップに沿ったシステム構築をすすめ、グループウェアの導入による業務の堅確化・効率化を図るとともに、審査支援・不動産担保評価システムとのデータ連携による業務全般の円滑化に着手した。また、保証機関として事業を継続していくために必要な人材育成に向け、日本労信協基礎教程の作成に着手し、2016年度にかけて確定版を整理していくものとした。

『日本労信協ビジョン2020』の実現に向けて、第6期中期経営計画の2016年・2017年に繋げていく基盤をつくり、労働金庫の融資伸張に資する諸施策を中心に、「守りから攻め」の姿勢をもって課題に取り組んだ1年となった。

[2015 年度主要計数計画達成状況]

(単位：百万円、%)

	計 画 値 ①	実 績 値 ②	差 値 ②-①	達成率 ②/①	前年度実績	前年度比
新規保証	1,545,068	1,522,880	△22,187	98.6%	1,518,419	0.3%
(無担保)	282,747	337,941	55,194	119.5%	296,521	14.0%
(有担保)	1,262,320	1,184,938	△77,381	93.9%	1,221,897	△3.0%
保証債務残高	11,166,110	11,135,953	△30,156	99.7%	11,109,974	0.2%
(無担保)	940,191	1,024,741	84,550	109.0%	1,013,589	1.1%
(有担保)	10,225,918	10,111,212	△114,705	98.9%	10,096,384	0.1%
代位弁済	17,277	16,568	△708	95.9%	17,546	△5.6%
(無担保)	3,566	3,517	△48	98.6%	3,509	0.2%
(有担保)	13,721	13,051	△669	95.1%	14,037	△7.0%
求償権回収	10,120	12,089	1,969	119.4%	11,736	3.0%
(無担保)	1,420	1,530	110	107.7%	1,556	△1.7%
(有担保)	8,700	10,559	1,859	121.4%	10,180	3.7%

※就職安定資金融資事業等、補助金付事業の実績を除く。また、求償権回収の有担保実績値には担保物件処分後の回収金を含む。

## I. 主要計数概況 ※ 就職安定資金融資事業等、補助金付事業の実績を除く。

### 1. 保証引受の状況

#### (1) 新規保証

無担保ローンの大幅な伸張により、新規保証は前年度より 10,006 件（対前年比 3.6%、以下、同様。）、44 億円（0.3%）多い、291,102 件、1 兆 5,228 億円となった。

新規保証の増加の内訳は、無担保が 15,075 件（7.2%）、414 億円（14.0%）増加する一方、有担保は 5,069 件（△7.1%）、369 億円（△3.0%）の減少となっており、有担保債権の減少を、無担保債権の増加が補った結果となった。

#### (2) 保証債務残高

労働金庫の着実な取組みによって、当年度末の保証債務残高は前年比 259 億円（0.2%）増の 11 兆 1,359 億円となった。

担保区分別の内訳については、金庫における無担保ローン伸張の動きを反映して、無担保が前年度より 111 億円（1.1%）、有担保が 148 億円（0.1%）の増加となったことから、有担保のシェアが 90.80%（0.10 ポイント減）となり、僅かではあるが無担保のシェアが前年度より上昇することとなった。

### 2. 代位弁済等の状況

#### (1) 代位弁済

無担保が対前年比 139 件（△3.9%）の減少となるものの、8 百万円（0.2%）の増加となり、有担保では 68 件（△7.4%）、9 億 85 百万円（△7.0%）の減少となったことを受け、代位弁済は前年度より 207 件（△4.5%）、9 億 78 百万円（△5.5%）少ない、4,326 件、165 億 68 百万円となった。

代位弁済率は全体で0.15% (0.01ポイント減)、担保区分別では、無担保が0.35% (0.00ポイント増)、有担保が0.13% (0.01ポイント減) となった。

無担保の代位弁済は前年度まで増加傾向にあったものの横ばいの状況となり、有担保については前年度は減少傾向が緩やかであったものの今年度では減少傾向が鮮明になっている状況にある。

## (2) 付保証債務の延滞

付保証債務の延滞は、前年度末より41億59百万円少ない1,908件、170億53百万円(△19.6%)となり、延滞率は0.15%となった。

延滞の内訳については、無担保が対前年比199件、1億66百万円(△18.3%)の減少、有担保が349件、39億93百万円(△19.7%)の減少と、無担保、有担保ともに減少した。特に、有担保未組織の延滞が23億86百万円(延滞率で0.08ポイント)減少しており、延滞減少額全体の57.4%を占め、全体の延滞減少を牽引する状況となっている。

## 3. 求償権回収の状況

### (1) 回収金

担保不動産の任意売却における回収額が前年度比上昇していること等から、回収金は対前年比3億52百万円増(3.0%)の120億89百万円となった。

勘定科目別の内訳は、求償権の元金回収が95億93百万円、償却済み求償権の元金回収が53百万円、受取損害金が23億64百万円、譲受償還益が88百万円となっている。また、担保区分別の内訳は、無担保からの回収金が15億30百万円、有担保からの回収金が105億59百万円という構成であった。

### (2) 期末償却・期末求償権残高

償却件数は減少しているが1件あたりの平均償却額の上昇により、当年度末の償却額は前年度より2億32百万円(2.4%)多い96億59百万円となり、一方、償却後の期末求償権残高については、代位弁済の減少の影響等から、前年度末より27億55百万円少ない717億74百万円(無担保114億30百万円、有担保603億44百万円)となった。

なお、償却額については、当年度期首において既に求償権であった87億64百万円については貸倒引当金を、2015年度に入ってから代位弁済を行い当年度末に償却した8億87百万円については債務保証損失引当金を、それぞれ充当することとし、2015年度に保証引受を行い、当年度内に代位弁済に至り、年度末に償却となった7百万円については、貸倒損失として処理した。

## 〔参考：就職安定資金融資事業等、補助金付事業の実績〕

### （１）保証引受の状況

新規保証を扱う事業は、前年度と同じく技能者育成支援資金、求職者支援資金、教育訓練受講者支援資金及び、北海道限定での取扱となる就職促進資金の４事業となるが、当年度の新規保証は前年比 458 件（△36.4%）、2 億 80 百万円（△34.2%）減少の 799 件、5 億 37 百万円となった。

また、新規保証の減少を受けて、保証債務残高も前年度末より 7 億 14 百万円減少し、当年度末では 36 億 39 百万円となった。

### （２）代位弁済等の状況

代位弁済については、625 件、1 億 8 百万円実施した（代位弁済率は 3.0%）。

返済免除については、27 件、4 百万円実施した。

### （３）求償権回収の状況等

補助金付事業に係る求償権から 1 億 20 百万円の回収を行い、当期末に 1,899 件、4 億 2 百万円の償却を行った。

なお、償却・返済免除については、同額について補助金を受け入れ、回収金等については、交付要綱に従い、返納等の処理を行った。

## Ⅱ. 決算報告

### 1. 経常増減の部

#### （１）経常収益

経常収益は 263 億 8 百万円となり、前年度より 6 億 41 百万円減少した。

減少の主な理由は、保証料が 2 億 3 百万円、受取補助金が 3 億 59 百万円、それぞれ減少したことにあるが、保証料においては主に有担保未組織の保証債務残高の減少等を原因とした保証料の減少によるものであり、受取補助金については就職安定資金融資等の費用の減少に伴い交付される補助金が減少したものとなる。

#### （２）経常費用

経常費用は 89 億 2 百万円となり、前年度より 324 億 10 百万円減少した。

前年度から減少した主な理由は、①前年度繰入れた 310 億 87 百万円の債務保証損失引当金が今年度は発生しないこと、②貸倒引当金繰入額が 7 億 95 百万円減少したこと、③制度融資求償権償却費が 3 億 14 百万円減少したことの 3 点にあり、その他の科目の増減は軽微であった。

債務保証損失引当金は、前年度、平均残存期間を通じて発生した代位弁済の実績（累積代弁率）を推計基礎とする方式に見積もり方法を変更した結果、年度間の引当金額の変動幅は減少しているものの、2015 年度は、横ばいで推移すると見ていた代位弁済額が減少したこ

とから累積代弁率が低下し、債務保証損失引当金が前年度比 41 億円減少することとなり、結果、引当金の繰入れは発生しなかった。

貸倒引当金繰入額については、求償権に占める破産更生債権の額が前年度比 36 億 91 百万円減少したことに伴い、貸倒引当金自体が 30 億円減少したことを主因として、前年度との比較では繰入額が 7 億 95 百万円減少した。

### (3) 経常増減額

以上のことから、当期の経常増減額は 174 億 5 百万円となり、前年度との比較では 317 億 68 百万円の増加となった。

なお、経常収益における受取補助金と、経常費用における制度融資求償権償却費は相殺されるため、経常増減には殆ど影響しない。

## 2. 経常外増減の部

債務保証損失引当金が、前年度比 41 億円減少の 1,102 億 77 百万円となったことを受け、結果、債務保証損失引当金から 32 億 13 百万円の戻入が発生したこと等から、経常外増減額は 32 億 19 百万円となった。

## 3. 当期一般正味財産増減額

経常収益は前年度並みで推移しているものの、2015 年度の代位弁済額の減少が債務保証損失引当金への繰入を抑制のうえ同引当金から戻入が生じたこと、および求償権の堅調な回収による貸倒引当金繰入額減少の影響等により経常費用が減少していることを受け、当期一般正味財産増減額は 206 億 25 百万円となった。

## Ⅲ. 社員および基本財産の状況

### 1. 社員

2015 年度末の社員は 13 労働金庫、6 労（勤）信協、労働金庫連合会の 20 会員で増減はない。

### 2. 基本財産および特定資産

2015 年度末の基本財産は、保証限度率が 75%となるよう保証積立資産に 2 億 53 百万円を繰入れ 954 億 9 百万円とし、寄付金の 36 億 9 百万円と併せて、990 億 18 百万円となった。

また、特定資産においては、当期正味財産増加額のうち保証積立資産への繰入額 2 億 53 百万円を差し引いた 203 億 71 百万円を保証基盤安定化積立資産へ繰入れ 496 億 86 百万円となり、退職給付引当資産が 3 億 84 百万円、役員退任慰労引当資産が 31 百万円となった。

#### IV. 課題の遂行状況

##### 【第一の連携】労働金庫業態の系統保証機関としての役割発揮

###### (1) 業態戦略と連携した競争力のある保証サービスの提供

① 労働金庫の市場(基盤)拡大策等と連携した保証(料)制度の検討としては、全国労働金庫協会主催の「生涯取引推進ワーキンググループ」(以下、ワーキンググループを「WG」という。)および「共助拡大WG」に参加し、少子高齢化社会を意識した生涯取引のあり方や非正規雇用勤労者との取引拡大に向けた検討を行った。

また、直近3か年に渡り実施した謝絶縮減策の効果検証等を踏まえ、申込案件をより多く実行に繋げていくための施策等を検討の俎上に載せ、各級保証業務担当会議で論議を行い、担保評価と保証料区分の分離等の施策を講じた。

② インターネットチャネルによる保証引受けについては、各級保証業務担当会議において利便性向上に係る検討を行い、徴求書類の簡素化等について整理の上、2015年10月1日に改定実施した。

③ 保証審査および代弁審査の効率化と迅速化については、顧客への審査回答早期化を企図し、保証条件緩和事項・必要書類簡素化策を実行し、一部、属性確認書類の徴求省略を可とし、事前申請の取扱いにおいては、6項目について事前申請を省略し事後報告とした。

保証債務履行請求事務の簡素化として、預金相殺における少額の預金の取扱いについては、金庫判断により省略することが出来るものとした。

④ 労働金庫業態との情報共有を図る取組みとしては、2015年4月よりREXNETに加入し、また、ITロードマップにおける対応のなかでは、2016年度の導入に向けた金庫専用サイトの開設に係る検討を行った。

金庫への情報還元策としては、金庫集合研修および金庫訪問時において、金庫の審査能力の向上等を企図し、保証引受審査、代弁事例および求償権管理・回収から見た保証引受審査上の留意点のフィードバックを行った。2016年2月からは、代弁事例をタイムリーに金庫に還元するべく、代弁事例のメール送信を開始した。

⑤ 未組織および非正規労働者の利用拡大に向けては、労働金庫協会主催の「共助拡大WG」に参加し、非正規雇用組合員向け融資制度の活用により、会員労働組合と連携した取組みを推進していく旨の協会理事会への答申について協働した。

生協組合員との取引について、既往の取引実績およびデフォルトの水準等を検証の上、無担保について、生協向け保証料の導入を実施した。また、2016年2月からは、生協組合員に対する有担保保証の取扱いにおいて、階層別保証料制度の中で優遇措置を講じる扱いとした。

⑥ 国との提携融資保証制度については、厚生労働省等との間で、平成26(2014)年度の実施事業に係る費用精算を適切に実施した他、平成27(2015)年度の事業実施に必要な各種手続きを行った。また、平成28(2016)年度に発生が見込まれる費用相当の予算額確保に向けて厚生労働省等と折衝を行い、訓練・生活支援資金融資等基金事業の費用確保を行った。

## (2) 勤労者ニーズに合った保証制度の確立

- ① 各種保証制度の改定にあたっては、金庫訪問および各級保証業務担当会議において、労働金庫と認識の共有化を図り、勤労者ニーズに合った改定内容の整理を行った。また、当該制度改定にあたっては、他金融機関および他保証機関の取扱条件等を調査・把握し、より実効性のある内容とすることに努めた。
- ② 全国労働金庫協会主催の「生涯取引推進WG」において、「持ち家資産の活用ニーズへの対応」に参画し、2016年度中の商品化に向けてリバースモーゲージの商品設計について、全国労働金庫協会・労働金庫と協働のうえ検討を行った。
- ③ 奨学金の返済に苦しむ勤労者の返済負担を軽減することを企図し、奨学金借換えに係る保証料率の軽減を図った。

## (3) 経済的再生を考慮した求償権の管理回収

- ① 経済的再生に資する回収対応として3つの回収キャンペーン（少額債権、超長期案件、民事再生受任案件の進捗管理）を実施し、債務者の返済開始のきっかけとすることができた。また、有担保案件においては債務者の状況に応じた対応を行ったことにより分割弁済が増加し、安定継続的な回収実績を積み上げることができた。法的手続申請を受けた案件のうち、督促異議や裁判外和解時には、可能な限り債務者の現況や属性情報を勘案し、柔軟な対応を行って完済できるようにした。
- ② 債務者の返済における利便性を考慮した入金方法として、コンビニ入金の取扱いを開始し、2016年3月より全国50,000店舗のコンビニから24時間入金（30万円以内）が可能となり、取扱開始当初から多くの債務者に利用いただいている。
- ③ 西日本事務所においては、無担保求償権取扱範囲や業務内容等態勢を整え、次年度取扱い開始に向けて所要の対応を行った。

また、札幌事務所を立ち上げ、北海道の委託案件の引き上げを行ったことで、求償権全件について日本労信協の直轄化が完了した。

地域拠点の新設・撤退については、2016年度は見送る扱いとし、2017年度に向け2016年度に再度検討する扱いとした。

## 【第二の連携】働く人を支える労働者自主福祉運動を担う一員としての役割発揮

### (1) 勤労者福祉事業等を通じての地域貢献

- ① 自治体提携融資については、堅確な事務運営に努めるとともに、自治体関係者と意見交換を行い、取扱制度の改善策について検討を行った。
- ② 信用保証事業を通じてのNPO法人・社会福祉法人および公益法人等への支援（勤労者雇用を創出する各種事業、介護・福祉事業等を支援）としては、金庫訪問時に融資取組方法や金庫への相談内容を聞き取り、NPO等に係る状況把握に努めるとともに、2015年度において3件の新規保証引受、1件の代位弁済を行った。

## (2) ステークホルダーへのアピール

2020年の日本労信協のあるべき姿を示した『日本労信協ビジョン2020』をホームページに掲載し、安心して利用できる保証機関としてのアピールを行った。また、金庫専用サイトの設置に向け、コンテンツの検討を行った。

経営分析表においては、過去5年間の推移グラフの掲載を追加することで、経営情報を視覚的に分かりやすくした。

## (3) 東日本大震災などの災害復興に係る継続的な支援

東日本大震災への対応については、引き続き、被災代弁・私的整理ガイドライン代弁を遅滞なく履行請求対応を行い、個別案件につき、私的整理ガイドライン運営委員会からの要請により協議・対応を行った。

\*2015年度被災代弁・私的整理ガイドライン代弁は4件27,729千円(累計185件1,950,073千円)となった。

2016年4月から運用が開始された「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に係る業態の事務取扱に関して、全国労働金庫協会・労働金庫連合会と連携のうえ、対応マニュアル・書式等を整理した。平成28年熊本地震に係る対応においては、被災者向け融資制度や返済猶予の取扱いを開始している。

また、無担保災害救援ローンにおける保証料率について、引き下げを行った。

## (4) 次世代育成支援への取組み

ワークライフバランスを実現させた環境を作り、職員の能力を十分に発揮できるよう、第2期行動計画(①ノー残業デー年間48日、最低実施率50%・全体実施率70%、②年休取得10日以上)の取得率70%・最低5日以上)を策定し、「ゆう活」とあわせて取り組み目標を達成し、2013年度第1期行動計画に引き続き「くるみん」の申請を行った。

## 【第三の連携】ビジョン実現に向けた組織基盤の強化

### (1) 優良保証機関としての健全性確保

- ① 信用リスクの適正なコントロールについては、保証債務の内容変化を確認するべく信用リスクランクを軸にモニタリングを行い、リスク管理統括会議等で所要の検討を加えた。また、信用リスクランク特例やマイプラン借換等の取扱実績等が定例的に把握できるよう計数管理の方法の見直し等を進めた。

融資審査システムにおける初期与信モデルの精度や受付案件状況については、外部コンサルタントと協働のうえ内容を確認した。

- ② 優良性の指標として、代弁能力係数を補完する指標(損失変動耐性)を経営分析表の1項目として、運用を開始した。
- ③ 2015年度資金運用計画では、「受取利息の逡減抑制」、「代弁に備えた流動性資金の確保」の2点を基本に運用を行った。2015年度下期からは、国債等債券による運用について検討



を行い、2016 年度以降は選択肢に国債等債券の運用を加え、より柔軟な運用を行っていくこととした。また、2016 年度資金運用計画では、各労働金庫への預金の預入も実施することとした。

- ④ 保証料構成要素に基づく各種保証料（制度）の見直しとして、変動保証料制度および階層別保証料制度の料率算定基準を元本非回収率（簡易版 L G D）から金庫別の実績 L G D に移行することとし、精緻化に向けた改定に着手した。

## （２） 経営管理の強化と効率的な事業運営

- ① 内部経営管理情報の充実のため、導入にあたり必要な統合データベース構築の基礎となる情報の拡張を目的として、源泉となる審査支援システムや不動産担保評価システムのデータ連携等に係る開発について機関会議（第 365 回常任理事会 2016 年 3 月 16 日開催）にて着手承認いただき、労働金庫連合会の機関会議においてもシステム開発が承認された。
- ② 事業概況等の適時把握・深度ある分析を行うため、蓄積された経営資料を時系列にファイル化し、資料体系の整理を図った。また、代弁率の変化に係わるデータについては、半月次ごとに諸会議において報告し、資料は役員・部室長が常に閲覧できるフォルダに格納のうえ、適時把握できる環境を整えた。
- ③ 常任理事会の役割の明確化と併せて、部室長会議の役割・担務を明確化し、より重層的な検討・論議の上に、判断が行われるよう開催頻度および出席者の調整を行い、会議体の内容整理を行った。

法人としての意思決定や業務執行等の観点から、組織関連規程（稟議等決裁権限規程および業務分掌規程等）の見直しを行った。

- ④ 内部統制の有効性確保については、前年度の全社的內部統制および業務プロセス重点リスク内部統制に係るフォローアップを実施し（7 月・10 月）、改善対応状況を検証した。2015 年度全社的內部統制および業務プロセスにおける重点リスクに係る有効性検証・評価を実施し、その結果については内部統制統括会議で報告した。
- ⑤ 内部統制システムに関する基本方針について、6 月にガバナンス等の強化に係る事項を改定したほか、3 年間の取組総括と施行 4 年度目の課題を整理のうえ、内部統制システム管理要領を改定した。また、R S A（リスク・セルフ・アセスメント）作業においては、階層別研修を実施し理解を浸透させ、洗い出したリスクについて、各部にて対応策を実践した。
- ⑥ 情報セキュリティ対策としては、第 222 回 理事会（2015 年 3 月 25 日開催）における情報セキュリティ関連規程の改廃に伴い、対策の厳格な実行のため、2015 年 6 月 1 日付でセキュリティ関連マニュアル、システム管理部内の業務マニュアルの制定を行った。
- ⑦ 全社的な経費削減への取組みとしては、2014 年度末に策定した部内予算案に基づき、個々が経費削減策を念頭におき、統括部署（経理部）から月次で提供される予算執行状況を検証しながら、部内で執行管理を行ったことで、2015 年度の人件費・物件費等の予算執行額・率は、前年同期と比べて 1 億 85 百万円（△6.84%）の減少となった。

事務作業に係る経費削減の取組みとしては、各種発行物の作成において業者への相見積りを徹底することにより発行費用を削減し、金庫連絡ではREXNETの活用により通信費等の削減を行った。

- ⑧ 事務リスク軽減・業務効率向上に向けた取組みとしては、組織内規程・要領等の制改定に係る学習会や、テーマ別監査に特化した規程・要領に係る学習会を実施し、監査項目との関係性や注意点等を共有するとともに、事務リスクの軽減を図った。法務リスクについては、2015年度より一元管理をはじめた。
- ⑨ 求償権管理回収業務に係るKPI（重要業績評価指標）による内部管理態勢の確立の取組みとしては、KPIを再検討し、重要指標の絞り込み、管理回収に関する情報共有化の作業を進め、折衝長期化案件数などの主要係数を定期的に管理したことにより、部門内で相互牽制が図られ、内部管理態勢が強化された。

### （3）社会的責任を意識した経営

- ① コンプライアンス経営の徹底については、コンプライアンスに係る職位階層別研修のほか、コンプライアンス研修実施計画に基づき、各部室・部門において月次の研修を実施し、コンプライアンス意識の向上と日常業務への浸透を図った。とりわけ、事務過誤・個人情報漏えい事案の再発防止策の徹底については、標語作成等、強化月間を設定し取り組んだ。新人事評価制度の能力行動基準にコンプライアンスを明示した。また、民法改正の対応に関しては、情報収集等に努めた。
- ② 反社会的勢力排除に向けた取組みとしては、預金保険機構の特定回収困難債権買取制度の実利用に向け、各種課題の整理を行い、初回案件の売却を実現し、債権譲渡・抵当権譲渡を完了した。また、AMLシステムの稼動に併せて、取扱要領の整理等を実施した。社内態勢においては、各部室にて“反社担当者”を選任し連携して対応するとともに、警察署訪問や暴追センター賛助会員セミナーに参加することにより、態勢整備を図った。反社会的勢力案件については、機関会議に定期的に報告を行い、適正に管理している。
- ③ 情報セキュリティ対策の強化については、職位階層別研修として、情報セキュリティ作業部会、コンプライアンス担当者会議にて個人データ安全管理規程改定のポイントについて研修を実施した。また、マイナンバー制度対応において、基本方針、特定個人情報保護規程・特定個人情報保護運用要領、関連規程等の制改定を行い、本格施行に向け組織体制等の整備を進めた。
- ④ 事業継続計画の確実な実践に係る対応としては、個別システムに関するリスク洗い出し作業において、バックアップデータの遠隔地保管等、大規模災害発生を想定した情報セキュリティ上の対応策の検討を行った。

また、災害復旧訓練として、ネットワーク切り替え対応の訓練をシステム部門にて実施するとともに、個別部署においてもシステム部門と共同でBCP（事業継続）訓練を実施した。

- ⑤ 障がい者雇用への対応としては、今年度1名（部分就労）を雇用し、雇用促進法におけ

る法定雇用率実現に向け、継続してハローワーク等が主催するセミナーに参加し情報収集に努めた。

- ⑥ CSR活動への取組みとしては、労働金庫連合会のCSR活動である「ろうきん森の学校」へ参加をしたほか、労働運動および労働者自主福祉運動の強化・発展のため、連合大学院に係る支援を継続して行った。

#### (4) 人材戦略の確立

- ① 日本労信協を含む中央機関は、外部コンサルタントと連携し、2015年度より移行した新人事・賃金制度における制度運用状況の検証において、各部署・セクションに属する「組織機構・役割調査・評価項目」の検討を進めてきたが、各部室間に差異はなく制度移行時に行った仮格付けを本格付けとした。
- ② 中央機関合同で、人事制度、人材育成について協議を重ね、中央機関グループとしての役割発揮に向けて、各団体のガバナンスを確保したうえで、全体最適化の実現を趣旨とした人事戦略の基本原則を定めた。
- ③ 「日本労信協のあるべき人材像・日本労信協が求める人材」を指向し、中央機関統一の人事制度等に沿った形で中央機関（業態）、日本労信協（全体）、各部室それぞれの組織体で、職位階層別も意識した施策（プログラム）を展開した。
- ④ 在籍期間を勘案したジョブローテーションや団体間異動を実施し、組織活性、職員のキャリアアップへ繋げた。
- ⑤ 若手職員を中心に、短期の金庫業務研修を実施し、金庫業務・組合活動・労働者福祉運動の一端を体験する機会を設けた。また、ワークショップを開催し、情報の共有化を図った。
- ⑥ 内部統制に係る横断的なグループ研修として、一般職員研修の他、内部統制システム作業部会メンバーへのRSA作業に係る研修をそれぞれ実施した。コンプライアンスについては、監督職を対象にDVD視聴によるグループ討議を取り入れた職位階層別研修を実施し、コミュニケーションの重要性について認識を深めた。
- ⑦ 入会3年目程度の職員が習得しておくべき保証業務の他、日本労信協の各部室の業務を、日本労信協基礎教程とし作成した。2015年度は仮版とし、2016年度に試用、精査し、確定版とする。

#### (5) ITロードマップに沿ったシステム構築

- ① 第365回常任理事会(2016年3月16日開催)においてITロードマップに係る開発課題について確認のうえ作業を進め、2015年度はITロードマップ開発元年として、保証システムや求償権システム等の基幹システムの機能改善およびグループウェア導入に伴う業務運営の堅確化、効率化等の足許課題に注力するとともに、データ伝送システムの開発を行うべく、労働金庫連合会の機関承認手続き等の足固めを行った。

各課題については、事務局会議およびIT情報セキュリティ統括会議において進捗状況

を確認のうえ作業を進め、予定した各課題の作業は概ね計画通り進めることができた。

- ② 2017年1月にリリース予定の「審査支援システム・担保評価システムからのデータ連携システム」の開発に向けた要件の洗い出し、入力データのチェック、代弁審査システムの改修箇所の確認等実施した。

#### (6) 実効性のある監査の実施

- ① 2015年度の通常監査の実施に際しては、被監査部署に事前資料の提出を求め、当該部自らが洗い出した重点課題・問題点、各種リスク等を監査重点として臨む「リスク・ベース・アプローチ型」監査を実施した。
- ② 内部監査結果の「見える化」について、過去3年間の監査結果における適切率を算出し試行した。その内容について、室内会議で研修会を実施し(2016年2月)、今後の「見える化」を実施するにあたっての検討材料とした。
- ③ 内部監査の品質評価チェックリストを見直し、品質評価(2016年3月)を実施した。その品質評価の結果は、2016年度の品質評価マニュアル策定および2017年度の外部品質評価機関の導入に向けた検討材料とした。

## V. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

日本労信協は、「一般社団法人の業務の適正を確保するための体制」として定めている「内部統制システムに関する基本方針」について、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則改正に伴い第 223 回理事会の決議に従い一部改定した。

---

---

### 内部統制システムに関する基本方針

〔第 223 回理事会 (2015. 6. 3) 改定〕 \*下線部:改定箇所

#### I 内部統制システムの整備・運用に関する基本的な考え方

一般社団法人日本労働者信用基金協会（以下「日本労信協」という。）は、内部統制システムに係る持続的な活動（経営・業務に係るリスクの洗い出し、評価・分析、対応、モニタリング、早期是正）を通して、内部統制システムの品質維持・向上と事業に関わる法令等の遵守に努め、もって業務の適正を確保し、事務の効率性・有効性を高めていく。

#### II 内部統制に関する体制の整備

##### 1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 公益性に根ざした信用保証事業を行う日本労信協は、より高いレベルのコンプライアンスが求められていることから、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取り組むとしたコンプライアンス・ポリシーを実践するとともに、全ての役職員の意識と行動の指針として役職員行動規範を定め、これらを周知・徹底して、法令、定款および社会規範等を遵守する。

また、横断的組織としてコンプライアンス統括会議を設置し、コンプライアンス全般の状況把握と総合的な検討・評価を行うことでコンプライアンス態勢の実効性確保に努め、進捗状況等の事項について理事会に報告する。

(2) 理事会は、理事会規程を定め、3か月に1回以上開催するほか必要に応じて随時開催して、理事が迅速に各種リスク管理の意思決定を行える体制を整え、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視する。

(3) 理事は、日本労信協における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに理事長および監事に報告する。

(4) 監事は理事会へ出席するほか、監事監査基準に基づき適時に監査することにより理事の業務執行状況をチェックし、法令もしくは定款違反のおそれまたは著しく不当な事案等が生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに理事に対し法令、定款および社会規範等の遵守に向けて助言または是正勧告することとする。

(5) 日本労信協は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引をはじめ一切の関係を遮断するとともに、不当要求等があった場合は、必要に応じて外部の専門機関とも

連携し、毅然とした態度で臨む。

## 2. 理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務執行に係る情報（社員総会・理事会・常任理事会・各種委員会議事録、稟議書等）については、社員総会規程、理事会規程、常任理事会規程、委員会規程または文書取扱規程等に基づき作成する。記録文書は、文書保存取扱規程に基づき、文書種類ごとに、定められた期間にわたり適時適切に保存・管理し、必要に応じて正当な権限を有する者が閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 代表理事等の業務執行については、理事会において、「代表理事等の業務執行状況報告」により報告する。
- (3) 個人情報等に関しては、プライバシーポリシーおよび情報セキュリティポリシー等を定め、専務理事を統括責任者とし適切な管理体制を整備し、情報漏えいの防止等を図る。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 各種リスクに関するリスク管理体制の基礎として、リスク管理方針およびリスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理部署を明確にする。また、リスクのモニタリングとコントロール機能発揮のため、「リスク管理統括会議」および「個人情報安全管理統括会議」等を設置し、審議内容を理事会等に報告するなど同規程に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等によりこれを開示する。
- (2) 財務報告の信頼性を確保するために、業務プロセスにおける各種の重要リスクにおいて、重点的なリスク・コントロールに係る有効性評価を継続的に実施する。
- (3) 自然災害等の不測の事態が発生した場合の対応としては、事業継続計画等に基づき、理事長を緊急対策本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、日本労信協における役職員の生命・資産・管理情報等の損失を最小限に止める体制を整えるものとする。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営に係る重要な政策等については、代表理事および業務執行理事で構成する常任理事会において議論を経て、執行決定を行う。
- (2) 理事会の決定に基づく業務執行が有効かつ効率的に行われることを確保するため、組織規程、理事職務権限規程、常任理事会規程、職務権限規程および業務分掌規程等を定め、これらの規程等に従い、適正な意思決定に基づく業務執行を円滑に進める。

## 5. 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス・ポリシー、役職員行動規範およびコンプライアンス・プログラムから構成されるコンプライアンス・マニュアル、その他コンプライアンス態勢に係る規程等を定め、これらの研修等を通じて職員に周知・徹底する。
- (2) 職務執行に際して基になる規程等、各種契約およびその他必要なものについては、リー

- ガル・チェックを実施する。
- (3) 役職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部通報システムとして、内部窓口のほか弁護士を外部窓口としたヘルプライン制度を整備するものとする。
- (4) 内部監査部門が、職員の職務執行が法令および定款に適合しているかについて点検する。
6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項  
監事会が制定した監事会規程および監事監査基準に基づき、日本労信協職員の中から監事会事務局に専任の監事会事務局職員を任命する。
7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(1) 監事会事務局職員は、監査業務に必要な指示命令を監事より受け、監事以外からの指示命令を受けないものとする。  
(2) 監事会事務局職員の人事異動（異動先を含む）・人事評価・懲戒処分等については、監事の同意を得ることとする。  
(3) 監事会事務局職員は、業務執行に係る役職を兼務しないこととする。
8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制  
(1) 監事は、必要に応じて理事および職員に対して報告を求めることができるものとする。  
また、監事より報告を求められた役職員は、遅滞なく必要とされる報告を適正に行うものとする。  
(2) 監事は、コンプライアンス態勢および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、必要に応じて改善策の策定を求めることができるものとする。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
理事は、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適正な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
(1) 監事はその職務について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該監事の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 理事の職務執行を監査するために通常必要な監査費用については、理事は監事との協議のうえ予算に計上する。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事は、会計監査人から監査計画を受領し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価と対応および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行うこと、また、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うことのほか、会計監査人に対し監査の実施経過について、適宜報告を求めることができるものとする。

---

---



[参考資料]※ 就職安定資金融資事業等、補助金付事業の実績を除きます。

第1表 保証引受状況

(単位: 件、百万円、%)

区分	期中新規保証引受		期末保証債務残高				期中増加額			
					構成比				期首対比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
無担保	224,480	337,941	2,913,746	1,024,741	100.00	100.00	▲22,088	11,152	▲0.8	1.1
組織			2,744,608	901,855	94.20	88.01	▲24,839	9,582	▲0.9	1.1
未組織			169,138	122,885	5.80	11.99	2,751	1,569	1.7	1.3
有担保	66,622	1,184,938	730,213	10,111,212	100.00	100.00	▲3,063	14,827	▲0.4	0.1
組織			506,852	7,166,795	69.41	70.88	▲1,479	28,982	▲0.3	0.4
未組織			223,361	2,944,416	30.59	29.12	▲1,584	▲14,155	▲0.7	▲0.5
合計	291,102	1,522,880	3,643,959	11,135,953	100.00	100.00	▲25,151	25,979	▲0.7	0.2
組織			3,251,460	8,068,651	89.23	72.46	▲26,318	38,564	▲0.8	0.5
未組織			392,499	3,067,302	10.77	27.54	1,167	▲12,585	0.3	▲0.4

第2表 代位弁済・延滞状況

(単位: 件、百万円、%)

区分	代位弁済				延滞			
			代弁率				延滞率	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
無担保	3,470	3,517	0.12	0.35	729	740	0.07	0.07
組織	2,898	2,975		0.33	629	664		0.07
未組織	572	541		0.45	100	75		0.06
有担保	856	13,051	0.12	0.13	1,179	16,313	0.16	0.16
組織	309	4,554		0.06	528	6,840		0.10
未組織	547	8,496		0.29	651	9,473		0.32
合計	4,326	16,568	0.12	0.15	1,908	17,053	0.11	0.15
組織	3,207	7,530		0.09	1,157	7,504		0.09
未組織	1,119	9,038		0.29	751	9,549		0.31

(注) 保険付保証の代位弁済(4件、2百95万円)は除外した。

第3表 回収状況

(単位: 百万円、%)

区分	期中回収	対前年度	
		増減	増加率
求償権元金	9,593	366	4.0
償却求償権	53	10	24.2
受取損害金	2,354	▲18	▲0.8
譲受償還益	88	▲5	▲5.7
合計	12,089	352	3.0

第4表 引当金繰入額の算出について

【貸倒損失】

(単位:円)

	債権区分	引当状態	金額	充当・繰入
15年度 償却金額 9,659,168,055	14年度末までの代弁	貸倒引当金	8,764,095,305	過年度貸倒引当金から 充当
	14年度末までの保証引受 かつ15年度期中代弁	債務保証 損失引当金	887,139,800	過年度債務保証損失 引当金から充当
	15年度期中保証引受 かつ15年度期中代弁等	未引当	<b>7,932,950</b>	<b>15年度 貸倒損失</b>

【貸倒引当金】

14年度 貸倒引当金	15年度 償却金額	貸倒引当金繰入額	15年度 貸倒引当金
(A)通常 43,394,444,200	(A)通常 8,764,095,305	(A)通常(*) 5,706,149,667	(A)通常 40,337,273,913
(B)東日本大震災 31,256,450	(B)東日本大震災 0	(B)東日本大震災 1,309,979	(B)東日本大震災 32,566,429
<b>43,425,700,650</b>	<b>8,764,095,305</b>	<b>5,707,459,646</b>	<b>40,369,840,342</b>

※繰入額＝当年度貸倒引当金－(前年度貸倒引当金－当年度償却金額)

※表内の(\*)は、上記計算による繰入額から償却取消に係る調整額(775,351円)を控除した額を記載。

【債務保証損失引当金】

14年度 債務保証 損失引当金	15年度 償却金額	債務保証損失引当金繰入額	15年度 債務保証損失 引当金
114,377,831,680	887,139,800	<b>▲3,213,286,958</b>	110,277,404,922

※繰入額＝当年度債務保証損失引当金－(前年度債務保証損失引当金－当年度償却金額)

第5表 出捐団体一覧

(単位：千円)

団体名		出捐金額
労働金庫	北海道労働金庫	227,100
	東北労働金庫	274,200
	中央労働金庫	720,800
	新潟県労働金庫	142,100
	長野県労働金庫	120,800
	静岡県労働金庫	260,400
	北陸労働金庫	133,800
	東海労働金庫	238,000
	近畿労働金庫	556,800
	中国労働金庫	255,200
	四国労働金庫	122,060
	九州労働金庫	427,900
	沖縄県労働金庫	26,400
	計	3,505,560

団体名		出捐金額
労(勤)信協	北海道労信協	1,000
	新潟労信協	780
	静岡勤信協	4,720
	富山県勤信協	810
	石川県労信協	810
	福井県労信協	1,010
	計	9,130

労働金庫連合会	31,000
脱会社員等	63,310

合計	3,609,000
----	-----------

第6表 役職員の状況

	2014年度末	2015年度末
役員	16名(うち常勤5名)	16名(うち常勤5名)
理事	13名(うち常勤4名)	13名(うち常勤4名)
監事	3名(うち常勤1名)	3名(うち常勤1名)
職員	104名	102名
合計	120名	118名

## 第7表 会議の概要

### 1. 社員総会

開催年月日	会議名	議案
2015/6/29	第46回定時社員総会	[報告事項] ○第5期中期経営計画事業報告および2014年度事業報告・計算書類 ○第6期中期経営計画および2015年度事業計画 [決議事項] ○定款の一部変更(案)承認の件 ○役員選任・補選の件 ○退任役員に対する退任慰労金等贈呈の件

### 2. 理事会

開催年月日	回次	主要審議事項
2015/6/3	第223回	○定款の一部変更(案)について ○2014年度決算に係る資産査定・引当金の算出結果 ○第5期中期経営計画事業報告および2014年度事業報告・計算書類等(案) ○「内部統制システムに関する基本方針」の改定(案)について ○定款の一部変更等による諸規程等の改定(案)について ○2015年度副理事長の報酬について ○第46回定時社員総会議案ならびに議事運営等について
2015/6/29	第224回	○役員(理事・監事)候補者選任の件 ○退任役員に対する退任慰労金等贈呈の件
	第225回	○執行役員の選任について
2015/7/22	第226回	○2014年度監事監査所見への対応方針(案) ○「役員選考委員会運営要領」の改定(案)について ○各委員会の委員変更について ○「組織規程」および「理事職務権限規程」の改定(案)について ○2014年度監査契約書一部変更についての覚書締結および報酬額の承認について ○2015年度監査契約書の締結および報酬額の承認について ○後楽森ビル賃貸借契約の更改について ○全国労働者信用基金協会連合会への負担金支出について
2015/9/25	第227回	○経営政策委員会の委員変更について ○常任理事会規程の改定(案)について
2015/11/25	第228回	○2016年度事業計画について ○マイナンバー制度対応および基本方針の制定(案)について
2016/2/24	第229回	○2016年度事業計画(第1次案)について ○(公財)日本労働文化財団への寄付金の支出について ○マイナンバー制度等に伴う規程改定について(就業規則)
2016/3/23	第230回	○2016年度事業計画(案)および収支計画(案)について ○「理事会運営要領」の改定(案)について ○「負担金・寄付金支出規程」の改定(案)について ○2016年度システム開発計画(案) ○2016年度内部監査計画(案) ○2016年度内部統制システム実施計画(案)

### 3. 常任理事会

開催年月日	2015年	4/1 (351回)	4/15 (352回)	5/20 (353回)	5/28 (354回)
		6/2 (355回)	6/17 (356回)	7/15 (357回)	8/19 (358回)
		9/16 (359回)	10/21 (360回)	11/18 (361回)	12/16 (362回)
	2016年	1/20 (363回)	2/17 (364回)	3/16 (365回)	

第8表 主要制度改定等

内 容	
2015年	
4月	○保証制度の一部改定（有担保の保証期間の延長） ○新人事・賃金制度の導入
6月	○定款の一部変更
7月	○「ろうきん教育ローン（カード型）」保証制度創設
9月	○「災害救援ローン」制度の保証料率の引き下げ
10月	○保証制度の一部改定（生協会員の間接構成員等に係る無担保保証制度の設置）
11月	○保証債務履行請求時の事務の簡略化
12月	○マイナンバー制度対応に係る規程等の制定
2016年	
2月	○「求償権管理回収規程」の改定（コンビニ入金および他行口座振替に関する条項の整備等） ○保証制度の一部改定（生協会員の間接構成員等に係る有担保保証制度の設置）
〈参考〉 4月	○人事・賃金制度の改定（専担役制度の制定等） ○自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン対応開始 ○保証制度の一部改定（奨学金借換に係る保証料率の設定等）
5月	○グループウェア導入